

湖北広域行政事務センター管理者および副管理者諸給与等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター条例第1号

湖北広域行政事務センター管理者および副管理者諸給与等条例の一部を改正する条例

湖北広域行政事務センター管理者および副管理者諸給与等条例（昭和49年湖北広域行政事務センター条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市の長」の次に「又はその他の職員」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。